

株主各位

第 128 回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 個別注記表

第 128 期

(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

ホーチキ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りい
たします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」に関する取締役会決議の内容は次のとおりであります。

「内部統制システム構築の基本方針」

経営トップ以下全役職員は、実効性のある内部統制システムの構築に努め、常にこれを見直し体制整備を図る。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「ホーチキグループのコンプライアンス方針」を定め、経営理念のもと、法令・社会的規範・倫理を踏まえ、役職員一人ひとりが誠実で公正な行動を行うための指針とし、法令遵守を徹底する。
- ②コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社長を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する年間計画（重点方針等）を審議し、実施状況を含め取締役会に報告する。
- ③リスク統轄部所をはじめ各本部は規程整備や教育研修等の諸施策を推進する。
- ④社内外に受付窓口を持たせた「ホットライン制度（内部通報制度）」を整備し、通報者の保護に配慮してコンプライアンスに関する事案の早期発見と解決を図る。
- ⑤被監査部門から独立した監査室を置き、各部所の法令・社内規程等の遵守状況を監査する。
- ⑥金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告が適正に作成されるための体制を整備し、運用する。
- ⑦反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対し会社として毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録、稟議書、その他の職務執行に係る情報に関する「文書管理規程」を定め、当該規程に従い適正に保存し、管理する。
- ②各取締役及び各監査役の要請があるときは、上記情報を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、「ホーチキグループのリスク管理方針」を定める。
- ②「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクの調査・分析・評価を行い年度ごとに「重点管理リスク」を選定・審議し、実施状況を含め取締役会に報告を行う。
- ③リスク統轄部所をはじめ各本部はリスクを予防・軽減するための諸施策を推進し、各本部の長は、「内部統制全般に関するリスク管理の状況」について、定期的にはリスク管理・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。
- ④取締役会は、「危機管理規程」を定め、重大な災害・事故等が発生し社長が緊急事態と判断した場合には、社長は対策本部の設置など、事業を継続するための必要な措置を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①社内規程を整備して、職務権限と意思決定の手順を明確化し、効率的な事後の検証を可能とさせ、適正に職務が行われる体制を維持推進する。
- ②業務執行に関する重要事項については、執行役員会において審議し、社内規程に基づき取締役会または経営委員会で決議する。
- ③取締役会は、ホーチキグループの経営計画を決議し、経営方針及び経営目標を明確にする。
- ④取締役会は、経営計画を具現化するために年度予算を承認し、四半期毎に進捗を把握する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、担当本部によるグループ会社の業務管理の実施やグループ会社社長を招集した定期的な経営委員会の開催など、グループ会社の経営内容を適時、的確に把握し、緊密な連携をとるとともに、重要案件につき協議・決定する体制とする。
- ②当社は役職員を取締役として重要なグループ会社に派遣し、グループ会社の取締役の職務執行、及び事業全般に対して監督を行う。また、グループ会社取締役は内部統制に関する重要な事項を定期的に当社経営委員会及びグループ会社の取締役会に報告し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに担当本部を通じリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する体制とする。
- ③グループ会社は「ホーチキグループのコンプライアンス方針」、「ホーチキグループのリスク管理方針」等を共有し、周知徹底と体制整備に努める。
- ④グループ会社は金融商品取引法その他の法令に基づく財務報告体制の整備・運用を行い、当社は必要な監査を行う。さらに、海外グループ会社は現地の会計制度や法規制等に対応するため、財務報告体制はじめ適切な体制の整備・構築に努める。
- ⑤グループ会社はその規模と目的に応じた職務権限規程等と業務執行体制を整備し、ホーチキグループの経営計画に沿った経営方針及び経営目標による経営を推進する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の独立性、及び使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐する職員を配置する。
- ②当該職員の人事については監査役の同意を得るものとする。
- ③当該職員は監査役の職務補佐の遂行に際し取締役の業務執行とは独立し、監査役の指揮命令下で業務を遂行する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社役職員は、当社及びグループ会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事実や役職員による違法又は不正な行為を認識したときは、監査役に報告する。
- ②当社及びグループ会社の役職員は、監査役からのヒアリングまたは調査依頼に対し、協力するものとする。
- ③監査役は、監査室、リスク統轄部所、及びグループ会社監査役から定期または随時に法令遵守とリスク管理の整備・運営状況について報告を受ける。
- ④当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役または監査役会の職務の遂行に必要な費用はその請求に応じて支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ②監査役は、取締役会をはじめ執行役員会・経営委員会など重要会議に出席し、意見を述べる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性確保に関する取り組み

取締役会を15回開催し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するとともに、適正な経営判断がなされるよう、各議案についての審議、業務執行状況の報告、監督を行い、取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上を図りました。

(2) リスク管理・コンプライアンスに関する取り組み

リスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、リスク管理については、経営に重大な影響を及ぼすリスクの中から「重点管理リスク」を選定し、リスクの予防・軽減を図りました。また、各本部で実施したリスク管理状況は、本部ごとに取締役会に報告し、確認を受けております。

コンプライアンス推進については、当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要テーマに関する行動チェックを実施するとともに、当社役員及び昇格者を対象としたコンプライアンス研修を行う他、テーマ別研修を実施することにより、コンプライアンス意識の向上に努めました。

(3) 監査役監査の実効性確保に関する取り組み

監査役は、本社・支店・工場並びにグループ会社への往査・ヒアリングに加え、リスク管理・コンプライアンス委員会ははじめ社内の重要会議への出席を通じ、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、内部監査室ははじめ各リスク統轄部所から、内部統制に関する重要事項や活動状況の報告を受け、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査への立会いやヒアリングを通じ、会計監査人と連携し会計監査人の職務執行状況を確認いたしました。

監査役は、代表取締役・社外取締役・管理本部担当取締役と定期的に意見交換を行い、認識共有を図りました。

(4) 当社グループにおける業務の適正確保に関する取り組み

当社グループ会社の経営管理につきましては、「グループ会社管理規程」に基づき、重要案件は経営委員会で協議、決定するとともに、各グループ会社の経営状況を適時・的確に把握するため、グループ会社社長を招集した経営委員会を定期的に開催いたしました。また、内部監査室は、グループ会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングも実施いたしました。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「ホーチキグループコンプライアンス行動規範・行動指針」に社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを取締役会で決議したうえで宣言しており、総務部を統轄部所とし事案により関係部所と協議のうえ、対応する体制としております。

また、平素から警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や警察署刑事組織犯罪対策課と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備するとともに、情報の収集、管理を行っております。

会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様より、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご意思により判断されるべきであると考えております。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

なお、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合には、直ちに情報の収集に努め、当該行為が当社に与える影響を分析し、基本方針に照らして不適切な者と判断した場合には、最も適切な措置をとってまいります。また、必要に応じ当社の考え、意見などを株主の皆様のご判断材料となるよう開示いたします。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることにより、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、下記①の基本方針のもとに下記②の施策を実施しております。

(1) 当社の経営の基本方針

当社は、1918年の創業以来、「皆様の大切な人命や財産を火災からお守りする」という大きな使命のもと、製品やシステムの研究開発・製造から販売・施工・保守に至るまで一貫して火災防災に取り組んでまいりました。また今日では、防災で培った技術・ノウハウを核としてセキュリティシステムや情報通信分野へとその事業の裾野を広げており、これらを融合し、さらに私たちの暮らしの基盤である一般住宅（家庭用防災）へも事業を拡大し、総合防災企業として更なる安心・安全・快適・利便の提供に邁進する所存であります。

このような背景のもと、当社は、「災害の防止を通じ人命と財産の保護に貢献する」ことを基軸とし、社会のニーズに適合した価値ある商品とサービスを供給するとともに、お客様、株主、取引先、その他地域社会の人々及び従業員に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する一方、地球環境の保全に配慮して活動することを経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を真に実践できる企業集団となることを目指し、事業活動を推進しております。

引き続き、国内における営業・施工・メンテナンスの体制強化により、収益基盤を高め、その収益力を源泉に「海外事業の着実な伸長」「モノづくり力の強化」を進めております。また、資本効率を意識した経営により、財務の健全性向上・経営基盤の強化を図り、安全安心を追求するグローバルブランドを確立してまいります。

当社は、防災事業を核とする企業活動を通して社会に貢献するという経営目標のもと、安全で高品質の製品・システムの提供や、収益性を重視した製造・販売・施工・保守体制の充実を図るとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化やコーポレート・ガバナンスの充実、及び環境に配慮した企業活動を推進することにより、中長期にわたる企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記のとおり中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し当社の経営にあたってまいります。そのためには、株主様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの間に十分な理解と協力関係を構築することが不可欠であります。当社は、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努め、当社より良き理解者としての株主の皆様を増やしていくことに取り組んでまいります。

4. 当該取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当該取組みは、大規模買付提案やこれに類似する行為がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かの判断材料となるよう、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努めるものであります。その最終的な判断が、株主の皆様の意思に委ねられていることから、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	16社
・ 連結子会社の名称	ホーチキ商事株式会社 ホーチキ茨城電子株式会社 ホーチキエンジニアリング株式会社 関西ホーチキエンジニアリング株式会社 水戸ホーチキ株式会社 株式会社ディーディーエル ホーチキアメリカコーポレーション ホーチキヨーロッパ(U.K.)リミテッド ホーチキオーストラリアPTYリミテッド ホーチキサービスS. de R. L. de C. V. ホーチキメキシコS. A. de C. V. ケンテックエレクトロニクスリミテッド ホーチキミドルイーストFZE ホーチキアジアパシフィックPTEリミテッド ホーチキイタリアSRL a s. u. ホーチキタイランドリミテッド

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、ケンテックエレクトロニクスリミテッドについては同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりましたが、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当連結会計年度は2023年1月1日から2023年3月31日までの3か月分の損益について利益剰余金で調整し連結しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------|
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法を採用しております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 主として、移動平均法による原価法を採用しております。 |

棚卸資産

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 製品、仕掛品、工事材料 | 主として、先入先出法による原価法を採用しております。 |
| 製造材料 | 主として、移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 特注製品・仕掛品 | 主として、個別法による原価法を採用しております。 |
| (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定) | |

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	主として、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
無形固定資産	ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については、定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 IFRS第16号「リース」の適用 一部の在外連結子会社においてIFRS第16号「リース」を適用しており、当該リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
製品補償引当金	販売済み製品の補償費用などに備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。
役員退職慰労引当金	一部の子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末における所要額を計上しております。
役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく役員等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した金額を計上しております。
過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

a. 製品の販売

防災事業及び情報通信事業等の製品の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。出荷から支配の移転までの期間が通常の期間であるものについて代替的な取扱いを適用し、国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。海外の販売については船積み時点で収益を認識しております。

b. 工事契約

防災事業及び情報通信事業等の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。また、履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の均等償却を行っております。

⑦デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

ホーチキ株式会社における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 8,527 百万円

(注) 売上高は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約のうち、当連結会計年度末時点で工事等未完成・未引渡しの契約を対象として記載しております(工事等が完成し、その引き渡し完了した契約は含めておりません)。

②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a. 算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

b. 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と経験を有する施工責任者による一定の仮定と判断を要し、不確実性を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

c. 翌年度の連結計算書類に与える影響

顧客との合意に基づく工事契約内容の変更及び工事着手後に判明した事象並びに施工の遅延等により工事原価総額の見積り変動する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	2,155	百万円
売掛金	18,861	百万円
契約資産	6,641	百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,615 百万円

(3) 土地再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算定しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

(4) 貸出コミットメントライン契約

柔軟な資金調達手段を確保するため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	5,000	百万円
借入実行残高	—	百万円
差引額	5,000	百万円

- (5) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	124	百万円
支払手形	83	百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,812,000	—	—	28,812,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,285	51.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	637	25.50	2023年 9月30日	2023年 12月11日

(注)1 2023年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

2 2023年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	812	32.50	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期で安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行などから借入を行っております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金並びに電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程にしたがい、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握できる体制としております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、個別にデリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を確認する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は1年以内の支払期日のものであります。

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	5,528	5,528	—
資産計	5,528	5,528	—

(※) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 投資有価証券に関する事項

其他有価証券の当連結会計年度中の売却額は16百万円であり、売却益の合計額は1百万円あります。また、其他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,476	2,090	3,386
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	52	56	△ 3
合計		5,528	2,146	3,382

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	348

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	11,596	—
受取手形	2,155	—
売掛金	18,861	—
電子記録債権	3,893	—
合計	36,506	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 其他有価証券 株式	5,528	—	—	5,528
資産計	5,528	—	—	5,528

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	防災事業	情報通信事業等	計
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	29,011	6,151	35,163
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	50,317	8,004	58,321
顧客との契約から生じる収益	79,328	14,156	93,485

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (2) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	2,498
売掛金	17,514
	20,012
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	2,155
売掛金	18,861
	21,016
契約資産(期首残高)	5,789
契約資産(期末残高)	6,641
契約負債(期首残高)	
未成工事受入金	377
契約負債(期末残高)	
未成工事受入金	533

契約資産は、顧客との請負契約について期末日時点で進捗しているが未請求の工事等にかかる対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との請負契約について、工事の進捗に応じた顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、358百万円であります。

当連結会計年度における契約資産の増減は、主に収益の認識による増加と売上債権への振替による減少であります。また、当連結会計年度における契約負債の増減は、主に前受金の受取による増加と収益の認識による減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	16,167
1年超	11,464
合計	27,632

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,127円63銭
1株当たり当期純利益	228円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は216,466株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は224,292株であります。

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

個別注記表

1. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 その他有価証券	移動平均法による原価法を採用しております。
・市場価格のない株式等 以外のもの	時価法を採用しております。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

製品、仕掛品、工事材料 製造材料	先入先出法による原価法を採用しております。 移動平均法による原価法を採用しております。
特注製品・仕掛品 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)	個別法による原価法を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に 取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以 降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を 採用しております。
無形固定資産	ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年以内)に基づく定額法を、その他の無形固定資産 については、定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採 用しております。

③引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度 末における支給見込額に基づき計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末にお ける手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額 を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額 を計上しております。
製品補償引当金	販売済み製品の補償費用などに備えるため、合理的に見積も られる金額を計上しております。

退職給付引当金

主として、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異などを控除した金額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

a. 製品の販売

防災事業及び情報通信事業等の製品の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。出荷から支配の移転までの期間が通常の間であるものについて代替的な取扱いを適用し、国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。海外の販売については船積み時点で収益を認識しております。

b. 工事契約

防災事業及び情報通信事業等の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。また、履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

⑤退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑥デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 8,527 百万円

(注) 売上高は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約のうち、当事業年度末時点で工事等未完成・未引渡しの契約を対象として記載しております(工事等が完成し、その引き渡しが完了した契約は含めておりません)。

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものは除く)

関係会社に対する短期金銭債権	3,353	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,170	百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,214 百万円

(3) 土地再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算定しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

(4) 貸出コミットメントライン契約

柔軟な資金調達手段を確保するため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	5,000	百万円
借入実行残高	—	百万円
差引額	5,000	百万円

(5) 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形

115 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
売上高	5,946	百万円
仕入高	1,896	百万円
販売費及び一般管理費	299	百万円
営業取引以外の取引高	663	百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,850,011	211,119	36,158	4,024,972

- (注) 1 自己株式の当事業年度末株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式216,466株が含まれております。
- 2 自己株式の株式数の増加211,119株は、会社法第459条第1項の規定に基づく当社株式の取得210,900株、単元未満株式の買取219株であります。
- 3 自己株式の株式数の減少36,158株は、役員報酬BIP信託から株式交付規程に基づく役員等への交付及び市場への売却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,765	百万円
未払賞与	602	百万円
工事損失引当金	162	百万円
棚卸資産評価損	126	百万円
その他	554	百万円
繰延税金資産小計	3,212	百万円
評価性引当額	△16	百万円
繰延税金資産合計	3,196	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△989	百万円
繰延税金負債合計	△989	百万円

繰延税金資産の純額 2,206 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
その他の関係会社	総合警備保障株式会社	17.52%	火災報知設備及び防犯設備等の販売	火災報知設備及び防犯設備等の販売(注)	3,690	受取手形、売掛金及び契約資産	742

上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、当事業年度末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
子会社	ホーチキアメリカコーポレーション	100.00%	アメリカにおいて当社の製品の製造及び販売	火災報知設備の販売(注1)	523	受取手形、売掛金及び契約資産	1,070
				資金の貸付	—	流動資産 その他	541
				資金の回収	180	関係会社 長期貸付金	760
				利息の受取(注2)	69		

上記の金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 資金の貸付はグループ全体の資金効率化を図るために貸付を実施したものであり、利率は市中金利を勘案し決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社トリアス(注1)	—	IRツールの制作支援、役員の兼任	IRツールの制作支援(注2)	14	未払金	0

上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、当事業年度末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社トリアスは、当社取締役中野秀代が議決権の79%を直接保有しております。

(注2) 市場価格を勘案して個別に協議の上、取引条件を決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,680円74銭
1株当たり当期純利益	179円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は216,466株であります。
また、1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は224,292株であります。

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。